

婚姻届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日 第 号	長 印				
送付 平成 年 月 日 第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届け出ることができます。
札幌市内の区役所に届け出る場合、届書は1通でけっこうです。（その他のところに届け出る場合は、直接、提出先にお確かめください）

字訂正 字加入 字削除	
届出 印	

(1)	(よみかた) 氏 名	夫 になる 人		妻 になる 人	
	生 年 月 日	氏 名	氏 名	年 月 日	年 月 日
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)	番地 番 号		番地 番 号	
	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	番地 番		番地 番	
(3)	父 母 の 氏 名 父 母 と の 続 き 柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	父	続 き 柄	父	続 き 柄
	婚 姻 後 の 夫 婦 の 氏 ・ 新 し い 本 籍	夫 の 氏 名	妻 の 氏 名	新本籍(左のレの氏の人ですでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	
(4)	同 居 を 始 め た と き	年 月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)			
(5)	初 婚 ・ 再 婚 の 別	初 婚	再 婚	死 別 離 別	年 月 日
(6)	同 居 を 始 め る 前 の 夫 妻 の そ れ ぞ れ の 世 帯 の お も な 仕 事 と	夫	妻	1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が 1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または 1年未満の契約の雇用者は5) 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6.仕事をしている者のいない世帯	
	夫 妻 の 職 業	夫 の 職 業		妻 の 職 業	
(7)	夫 妻 の 職 業	夫 の 職 業		妻 の 職 業	
(8)	夫 妻 の 職 業	夫 の 職 業		妻 の 職 業	
	届 出 人 署 名 押 印	夫		妻	印
	事 件 簿 番 号			住 定 年 月 日	
		夫	昭平	.	.
		妻	昭平	.	.

証 人	
署 名 印	印
生 年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号
本 籍	番地 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。

には、あてはまるものにレのようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくれますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく
基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

婚姻によって、住所や世帯主が変わ
る方は、あらたに住所変更届、世帯主
変更届の手続きが必要となりますので、
ご注意ください。
なお、婚姻届と同時にこれらの届け
を出すときは、住所、世帯主欄は、変
更後の住所、世帯主を書いてください。
就業時間以外(土曜日、日曜日、祝日等)
の住民異動届は受付できませんので後
日届出ねがいます。

署名は必ず本人が自署してください。

印は各自別々の印を押してください。

届出のとき持参するもの

夫・妻の戸籍謄本または戸籍全部事項証明書 各1通
婚姻前の本籍が届出する区内の場合、原則として必要ありません。
夫・妻の印鑑

日中連絡のとれるところ
電話()
自宅 勤務先 呼出() 方)